

ダム操作規則の変更について

経緯

肱川下流域では、堤防等の整備の遅れからたびたび洪水氾濫による被害が生じていました。特に平成7年7月の洪水においては大洲市東大洲地区を中心に多大な浸水被害を被りました。このことから現況の堤防の整備状況を考えあわせ、既設の上流ダム群の洪水調節能力を有効に活用して、当面の流域における洪水被害の軽減を図ることを目的に、平成8年6月に野村ダム(直轄)と鹿野川ダム(愛媛県)のダム操作規則変更を行いました。

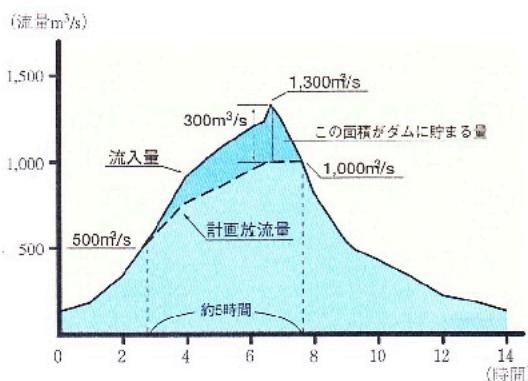
操作規則変更の基本的な考え方

- 従来の操作規則では野村ダムは100年に1回、鹿野川ダムは40年に1回の洪水を対象にしていましたが、基本となる洪水を両ダムとも中小規模の洪水とし、整合を取ります。
- 平成7年7月洪水など、発生回数の多い中小洪水に対するダムの洪水調節効果を大きくします。
- 大洪水に対しても急激な放流量の増加を避けるため、放流量は段階的に増加させます。

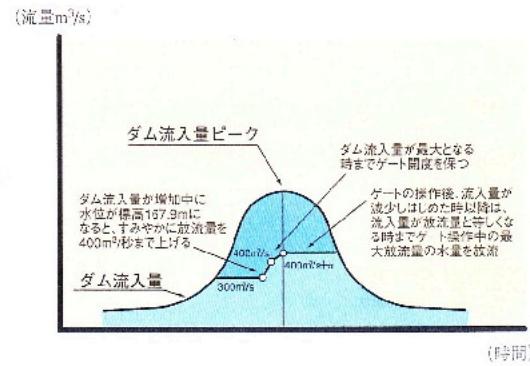
野村ダムの操作規則変更の内容

- 洪水調節方法を一定率・一定量方式から、一定量後一定開度方式に変更しました。

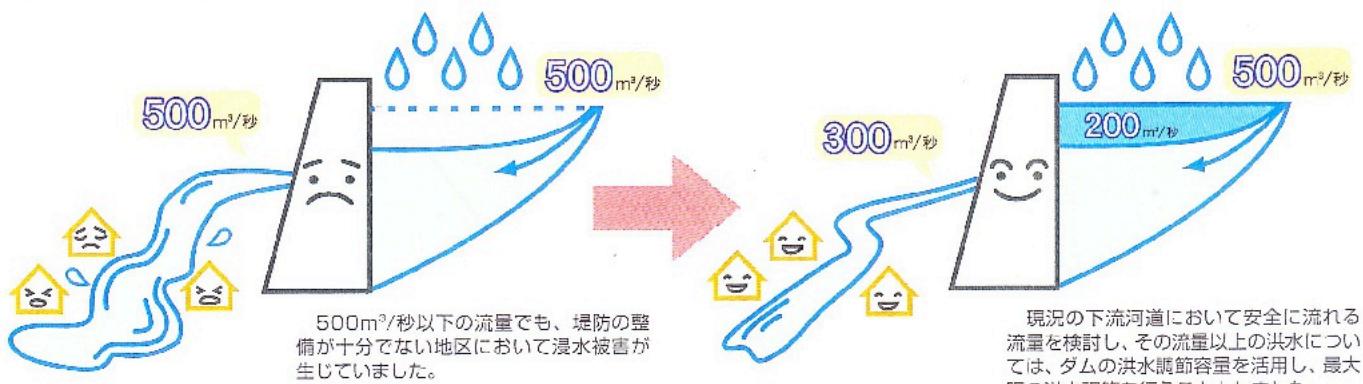
従来の操作規則



新しい操作規則

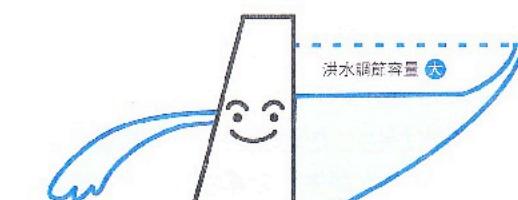
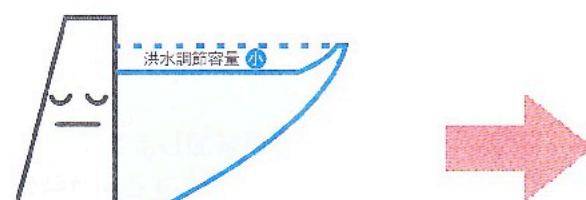


- 洪水調節開始流量を $500m^3/秒$ から $300m^3/秒$ に変更しました。



※従来の操作規則では、100年に1回の確率で起こるとされる洪水を対象にして、下流域における完成した堤防から洪水があふれないようにダムからの最大放流量を決定していました。

- 常時満水位から制限水位への移行期(6月16日~7月14日)の期間において、予備放流を行います。



従来は、予備の放流は行われていませんでした。

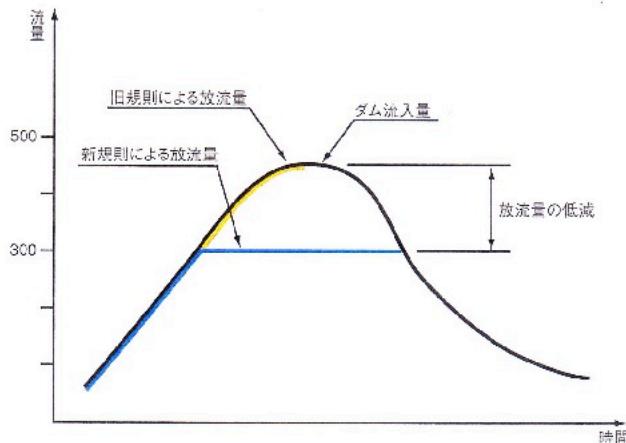
洪水の恐れがある場合、事前に放流を行い、制限水位まで水位を下げて、洪水調節容量を大きく確保します。

新しい操作規則によるメリットとデメリット

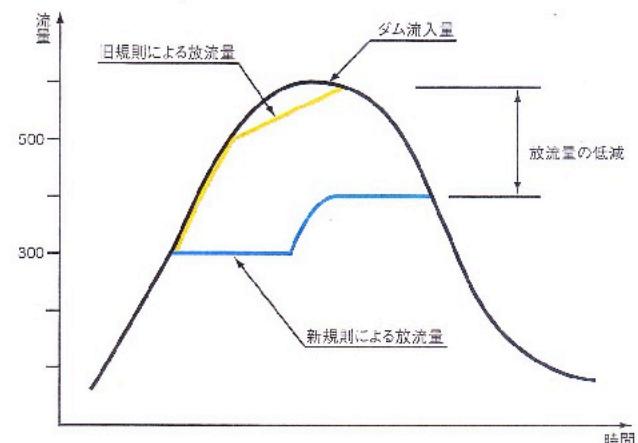
メリット

洪水調節のイメージ

■小規模洪水の場合



■中規模洪水の場合

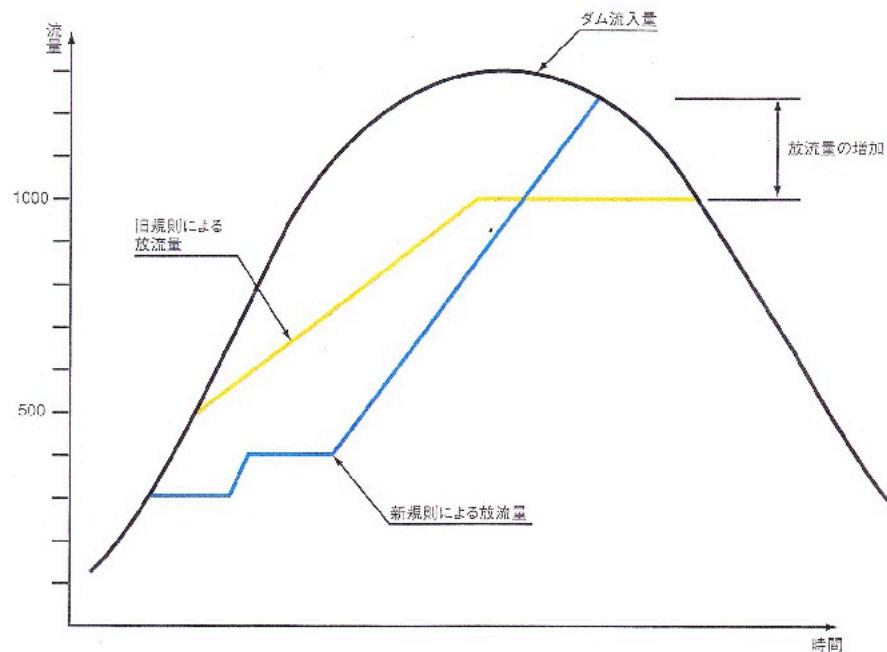


毎年のように生じる中小規模の洪水に対しては、下流への放流量が低減されるため、堤防整備の十分でない地区では浸水被害の軽減が期待できます。

デメリット

洪水調節のイメージ

■大規模洪水の場合



大規模な洪水が生じた場合、ダムの容量に余裕がなくなり、下流への放流量が増加します。

(このような大洪水が生じた場合には、的確な情報提供を行うなどして被害を最小限とするよう努めています。)